配当公告

石川県金沢市鞍月五丁目一五〇番地
破産者　株式会社越屋

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十三年（フ）第五二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、一六五、八六三、五三二円

一、配当することのできる金額
金一六九、四七六、四五五円

平成二十五年九月二十四日
石川県金沢市大手町六番二六号
破産管財人　労網　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区小松島四丁目二三番、最後の住所宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目八番一―七〇二号
被相続人　亡　及川　透

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日
宮城県仙台市青葉区片平一丁目一番一一号
カタヒラビル三階　佐藤興治郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金成　有祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市宗高一三九七番地二、最後の住所静岡県榛原郡吉田町住吉三〇四三番地の一
被相続人　亡　池谷　亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日
事務所静岡県静岡市駿河区南町一四番二五号　エスパティオ七〇六　あおば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　史浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区大井通二丁目二番地、最後の住所神戸市長田区鶯町二丁目一番一〇号
被相続人　亡　佐伯　圭司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日
神戸市中央区多聞通三丁目二番九号甲南スカイビル三階三〇一号室
相続財産管理人　弁護士　宮本　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県名西郡石井町高原字池北一六二番地、最後の住所神戸市長田区久保町一〇丁目一番一〇号
被相続人　亡　有井　弘和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日
神戸市中央区栄町通四丁目一番一二号日新ビル七〇一号みなと元町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市三隅町岡見一二〇八番地、最後の住所島根県浜田市三隅町岡見一二四三番地一
被相続人　亡　藤元　培枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日
島根県浜田市田町一一三番地三
相続財産管理人　遠藤　公輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区御津鹿瀬一九〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　五勝出和寿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日
事務所岡山市北区西古松二丁目三番一号ナリーフ大元二〇二　鶴身綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鶴身　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区三入東二丁目八番、最後の住所広島市安佐北区三入東二丁目八番八号
被相続人　亡　小田　浩嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日
広島市中区富士見町一三番一八―二〇一号
相続財産管理人
司法書士法人小野司法事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市神拝甲五一一番地、最後の住所愛媛県西条市喜多川七四〇番地一二
被相続人　亡　薦田　延行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日
愛媛県松山市山越四丁目四番三五号エクセル丸榮二〇二号
相続財産管理人　山﨑　亜弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇郡蘇陽町大字滝上五二九番地の三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山下サヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日
熊本市中央区京町二丁目二番四二号
相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

第48期決算公告

平成25年9月24日
東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号
三井共同建設コンサルタント株式会社
代表取締役社長　廣畑　彰一

貸借対照表の要旨（平成25年6月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,520
	固定資産	313
	合計	3,833
負債及び純資産の部	流動負債	1,999
	固定負債	780
	株主資本	1,054
	資本金	100
	利益剰余金	954
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	929
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	3,833

第82期決算公告

平成25年9月20日
東京都渋谷区恵比寿1丁目15番1号
株式会社ミヤハラ
代表取締役　吉良　邦明

貸借対照表の要旨（平成25年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,189,991
	固定資産	293,135
	合計	5,483,126
負債及び純資産の部	流動負債	4,195,498
	固定負債	28,357
	株主資本	1,259,271
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,229,271
	（うち利益準備金）	(7,500)
	（うち当期純利益）	(29,194)
	合計	5,483,126

第1期決算公告

平成25年9月24日
埼玉県さいたま市西区宝来1710―1
株式会社曽根設計
代表取締役　曽根　儀一

貸借対照表の要旨
（平成25年5月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,533
	資産合計	5,533
負債及び純資産の部	流動負債	934
	負債合計	934
	株主資本	4,598
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,598
	その他利益剰余金	1,598
	（うち当期純利益）	(1,598)
	純資産合計	4,598
	負債・純資産合計	5,533